

答 申 書
(答 申 第 2 8 号)
平成 1 2 年 4 月 2 1 日

1 審査会の結論

- (1) 個人を特定して開示請求された三名の個人のうち二名に係る狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）に基づく畜犬登録原簿の写し及び狂犬病予防注射済証の写し中、電話番号を非開示としたことは妥当であるが、その余の部分については開示すべきである。
- (2) 個人を特定して開示請求された三名の個人のうち一名が所有又は管理した土佐犬に係る狂犬病予防法に基づく狂犬病予防注射済証の写し中、当該個人以外の所有者又は管理者の住所及び氏名を非開示としたことは妥当であるが、その余の部分については開示すべきである。
- (3) 個人を特定して開示請求された三名の個人のうち一名に係る土佐犬に関する平成 8 年度の犬の登録台帳整理簿中、当該個人に係るもの以外の所有者氏名、所有者住所、犬の所在地及び犬の名並びに電話番号を非開示としたことは妥当であるが、その余の部分については開示すべきである。
- (4) 個人を特定して開示請求された三名の個人のうち二名に係る土佐犬に関する平成 1 0 年度の予防注射督促一覧表中、当該二名の個人に係るもの以外の住所、所有者氏名及び犬の名前並びに電話番号を非開示としたことは妥当であるが、その余の部分については開示すべきである。
- (5) 狂犬病予防法に基づく死亡届及び変更届並びに三名のうち一名の特定の個人に係る畜犬登録原簿の写し、狂犬病予防注射済証の写し及び登録台帳整理簿を不存在としたことは妥当である。
- (6) 不存在通知を一部開示決定通知書の備考欄に記載することにより行ったことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
別紙のとおり

3 審査会の判断

- (1) 本件諮問事案における審議について
 - ア 本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、池田町に在住する特定の個人三名（以下それぞれ「本件個人 A 」、「本件個人 B 」、及び「本件個人 C 」という。）が現在までに所有、管理したすべての土佐犬に係る狂犬病予防法（以下「法」という。）に基づく畜犬登録原簿、予防注射済証、死亡届及び変更届並びに登録台帳整理簿（これに代わるものを含む。以下同じ。）である。
 - イ 本件開示請求に対し北海道知事（以下「実施機関」という。）は、アの畜犬登録原簿、予防注射済証及び登録台帳整理簿に該当する文書として、それぞれ、本件個人 A 及び本件個人 B に係る狂犬病予防法施行細則（昭和 4 5 年北海道規則第 3 2 号）第 4 条に基づく畜犬登録原簿の写し（以下「本件登録原簿」という。）狂犬病予防法施行規則（昭和 2 5 年厚

生省令第52号)第12条に基づく狂犬病予防注射済証の写し(以下「本件注射済証1」という。)及び平成10年度予防注射督促一覧表(以下「本件一覧表」という。)本件個人Aが所有又は管理した土佐犬に係る狂犬病予防注射済証の写しであって、本件注射済証1以外のもの(以下「本件注射済証2」という。)並びに本件個人Bに係る平成8年度犬の登録台帳整理簿(以下「本件整理簿」という。)を特定し、そのうち、それぞれ次の部分が北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第10条第1項第1号に規定する非開示情報(以下「1号情報」という。)に該当するとし、また、死亡届及び変更届並びに本件個人Cに係る畜犬登録原簿、予防注射済証及び登録台帳整理簿については不存在であるとして一部開示決定(以下「本件処分」という。)をしており、異議申立人が本件処分の取消しを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(ア) 本件登録原簿

犬の所有者の電話番号、犬の種類、犬の毛色、犬の生年月日、犬の名、犬の性別及び犬の特徴

(イ) 本件注射済証1

犬の所有者の電話番号、犬の種類、毛色、名号、生年月日、性別及び体格

(ウ) 本件一覧表

住所、所有者氏名、電話番号及び犬の名前

(エ) 本件注射済証2

犬の所有者又は管理者の住所及び氏名並びに犬の種類、毛色、名号、生年月日、性別及び体格

(オ) 本件整理簿

所有者氏名、所有者住所、電話番号、犬の所在地及び犬の名

なお、異議申立人は本件処分に関して、不存在通知を公文書一部開示決定通知書の備考欄に記載して行ったことは手続的に違法ではないかと主張しており、その点からの本件処分の妥当性についても判断することとする。

(2) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人を除く。)であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものを非開示情報として定めている。

イ 本件登録原簿及び本件注射済証1について

(ア) 一般に個人が犬を所有し、又は管理しているということは、犬の一般的な飼養形態等から考えれば、通常他人に知られたいと認められる情報とまではいえないが、畜犬登録原簿の写し(以下「登録原簿」という。)は、犬を所有しているというだけでなく、登録をしているということ、また、狂犬病予防注射済証の写し(以下「注射済証」という。)は、犬を所有し、又は管理しているというだけでなく、注射をしているということを表していることから、これらを開示することにより、結果として未登録であること又は未注射であることが明らかになるおそれがある。そして、自己の所有する犬が未登録であること又は自己の所有し、若しくは管理する犬が未注射であることは、単に犬を所

有し、又は管理していることとは異なり、通常他人に知られたいと認められる情報であるといえる。

したがって、登録原簿及び注射済証に記録されている情報のうち、特定の個人が識別され得るものについては、他に特別の事情等がない限り、1号情報に該当すると考えられる。

- (イ) 本件開示請求にあつては、請求の対象が特定の個人に関する文書であることから、当該文書を特定の個人の住所及び氏名によって特定せざるを得ず、これを特定することによって氏名及び住所については秘匿の利益を失うことになることから、本件処分においては、本件個人A及び本件個人Bの氏名及び住所が既に開示されている。

このことからすれば、本件登録原簿及び本件注射済証1のうち、個人の氏名及び住所が既に明らかになっているものに記録されている犬の種類、毛色等の犬に関する情報については、個人の財産に関する情報ではあるが、犬の一般的な飼養形態等からみれば、それ自体が通常他人に知られたいと認められる情報とまではいえず、1号情報に該当しないと判断する。

しかし、本件登録原簿及び本件注射済証1に記録されている電話番号（以下「本件電話番号」という。）については、電話番号が通常他人に知られたいと認められる情報であり、かつ、本件登録原簿及び本件注射済証1を特定するために必ずしも必要な情報ではないことから、1号情報に該当すると判断する。

なお、異議申立人は、電話番号が一般に電話帳に掲載されていることから、何人でも知りうる情報であるため、本件電話番号については開示すべきであると主張しているが、電話番号を電話帳に掲載するか否かは、個人の主観的判断によるものであり、1号情報の該当性は、主観的判断のいかんを問わず社会通念上他人に知られたいと認められない情報か否かという客観的な基準により判断すべきであるため、異議申立人の主張は採用できない。

ウ 本件注射済証2について

本件注射済証2は、実施機関の説明によれば、本件個人Aが所有又は管理する犬に係る注射済証として、実施機関が本件個人Aから取得した文書であることが認められる。そして、当該注射済証には、本件個人Aが所有又は管理する犬の前の所有者又は管理者であると考えられる本件個人A以外の者の住所及び氏名が記録されている。

イの(ア)で述べたとおり、注射済証に記録されている情報のうち、特定の個人が識別され得るものについては、他に特別の事情等がない限り1号情報に該当すると考えられるが、本件注射済証2については、イの(イ)のような特別の事情がないことから、犬の所有者又は管理者の住所及び氏名は1号情報に該当すると判断する。

しかし、犬の種類、毛色等の犬に関する情報については、これを開示したとしても、当該情報自体から、また、他の情報と組み合わせることによっても本件注射済証に記録されている本件個人A以外の者が識別され得る情報とは認められないことから、1号情報に該当しないと判断する。

エ 本件整理簿及び本件一覧表について

- (ア) 本件整理簿は、平成7年度において登録されていた犬のうち、平成8年6月末日までに予防注射を実施していなかった犬の所有者に対し、また、本件一覧表は、平成9年度において登録されていた犬のうち、平成10年6月末日までに予防注射を実施してい

なかった犬の所有者に対し、予防注射の督促をするために作成した文書であることが認められる。このことから、本件整理簿及び本件一覧表は、未注射であった犬の所有者であるということ及び予防注射の督促を受けた者であるということを表しており、これらはいずれも通常他人に知られたくない情報であると認められることから、本件整理簿及び本件一覧表に記録されている情報のうち、特定の個人が識別され得るものについては、1号情報に該当すると考えられる。

このことからすれば、本件整理簿及び本件一覧表に記録されている情報のうち、犬の所有者の氏名、住所及び電話番号については、特定の個人が識別され得る情報であることは明らかであり、また、犬の所在地（本件整理簿のみ）及び犬の名については、本件整理簿及び本件一覧表が特定の地域に限定されたものであることからすれば、これを開示すると他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され得る可能性があるため、いずれも1号情報に該当すると判断する。

- (イ) しかしながら、本件開示請求にあっては、請求の対象が特定の個人に関する文書であることから、イの(イ)で述べたとおり、本件整理簿のうち、本件個人Bに係る所有者住所及び所有者氏名並びに犬の所在地及び犬の名、本件一覧表のうち、本件個人A及び本件個人Bに係る住所及び所有者氏名並びに犬の名前については1号情報に該当せず、また、電話番号については1号情報に該当すると判断する。

(3) 条例第11条の該当性について

ア 異議申立人は、本件処分の取消しの理由として、本件登録原簿、本件注射済証、本件整理簿及び本件一覧表（以下「本件登録原簿等」という。）に記録されている内容を開示することが公益上必要である旨を主張していることから、条例第11条に規定する公益上の必要による開示の可能性についても判断することとする。

イ 条例第11条は、非開示情報が記録されている場合であっても、当該情報を開示することが人の生命、身体、健康又は生活の保護のため公益上必要があると認めるときは、開示をするものと定めている。

ウ 異議申立人は、狂犬病の発生予防とまん延防止のため、適正に登録、注射が行われているかを確認するため、本件登録原簿等は開示される必要がある旨主張する。

しかしながら、本件登録原簿、本件注射済証1、本件整理簿及び本件一覧表のうち、電話番号については、本件事案においては公益上の開示の必要があると認められないことは明らかである。また、本件注射済証2のうち、氏名及び住所並びに本件整理簿及び本件一覧表のうち、本件個人A及び本件個人Bに係るもの以外の氏名、住所等の情報については、法において、狂犬病を予防するための措置が講じられていること及び狂犬病の発生例が国内においては昭和31年以降ないことからすれば、所有する犬が未注射であったことにより予防注射の督促を受けていたという通常他人に知られたくないと認められる情報を開示することが、狂犬病から人の生命、身体又は健康を保護するために公益上必要であるとまでは認められない。

なお、近年、道内において犬の咬傷事故が多発している事実はないが、道における咬傷事故発生時の対応については、被害者に対する情報提供が制度化されておらず、もっぱら加害者からの申し出に頼っている現状からすれば、被害者に対する個別の情報提供を制度化するなどの措置を講ずることが必要であると考えられる。しかしながら、これは条例に

基づく公文書の開示によってではなく、動物の保護管理業務において実現すべきものであると考える。

(4) 対象公文書の一部を不存在としたことの妥当性について

ア 死亡届及び変更届について

法第4条第4項に基づく死亡届及び変更届については、実施機関の説明によれば、本件個人A、本件個人B及び本件個人Cが現に届出をした事実がないと認められることから不存在としたことは妥当であると考えられる。

イ 本件個人Cに係る登録原簿、注射済証及び登録台帳整理簿について

本件個人Cに係る登録原簿及び注射済証については、実施機関の説明によれば、本件個人Cが現に畜犬登録をし、又は狂犬病予防注射を実施した事実がないと認められることから、不存在としたことは妥当であると考えられる。また、本件個人Cに係る登録台帳整理簿についても、登録台帳整理簿が登録原簿と注射済証の情報に基づいて作成されるものであることからすれば、これを不存在としたことは妥当であると考えられる。

(5) 不存在通知の方法の妥当性について

異議申立人は、一部開示決定通知書の備考欄に不存在である文書を記載し、別に不存在通知書を作成していないのは、手続的に違法である旨主張しているが、この点については、当審査会の平成12年3月21日付け答申第24号で判断したとおりであり、条例に違反するとまではいえない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成12年 1月 4日	諮問書の受理 実施機関からの関係資料の提出
平成12年 1月17日 (第 2 1 回 審 査 会)	新規諮問事案の報告 本件諮問事案の審議を審査会第一部会に付託
平成12年 1月19日 (審 査 会 第 一 部 会)	実施機関から本件処分の理由等を聴取 審議
平成12年 2月28日 (審 査 会 第 一 部 会)	審議
平成12年 3月15日 (審 査 会 第 一 部 会)	審議
平成12年 3月29日 (審 査 会 第 一 部 会)	審議
平成12年 4月17日 (第 2 4 回 審 査 会)	答申案審議
平成12年 4月21日	答申

別紙

異議申立ての経過等並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

1 異議申立ての経過等

- | | |
|-----------------|---------------------|
| (1) 平成11年10月18日 | 本件開示請求 |
| (2) 平成11年11月1日 | 本件開示請求に対する公文書一部開示決定 |
| (3) 平成11年12月6日 | 本件異議申立て |

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件処分の全部を取り消すとの決定を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書等により主張している異議申立ての主な理由は、おおむね次のとおりである。

ア 開示を受けた内容では、三名の特定の個人が現在まで所有・管理した土佐犬が適正に畜犬登録、予防接種を実施しているかを確認できない。また、狂犬病予防注射済証のうち、氏名及び住所を非開示としたものについては、どこの誰の犬なのかわかるように開示すべきである。狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、これを撲滅するために犬の所有者、管理者は登録、注射をする義務があるのであり、犬が適正に登録、注射されているかを確認することは人の生命、身体、健康又は生活の保護のため公益上必要であることが認められ、条例第11条が適用されるべきである。

イ 日本の周辺国は狂犬病が発生しており、国内において昭和31年以降発生していないため公益上の開示の必要性がないとはいえない。

ウ 三名の特定の個人にとっては知られたくない情報が既に開示されており、通常他人に知られたくない情報の基準が明確でないのではないか。

エ 登録原簿及び狂犬病予防注射済証の電話番号については、電話帳に掲載されており、誰でも知り得る情報であるため、非開示にする理由はない。

オ 死亡届、変更届等を不存在として一部開示決定通知書の備考欄に記載して通知しているが、不存在通知は、条例第17条に基づき一部開示決定通知とは別に通知するべきである。

3 実施機関の説明要旨

本件処分に係る実施機関の主張は、おおむね別添「理由説明書」のとおりである。

理 由 説 明 書

1 一部開示した対象公文書の内容

(1) 狂犬病予防法施行細則第4条関係別記第2号様式

による公文書(氏及び 氏が現在までに所有、管理したすべての土佐犬の狂犬病予防法に基づく畜犬登録原簿の写し)

この公文書は、狂犬病予防法第4条第1項に基づき、犬の所有者が犬の登録を申請したときに、その内容を登録する原簿(原簿は市町村が保管し、写しは市町村から保健所に報告されるもの)の写しであり、当該公文書は「登録年度」、「登録番号」、「登録をした都道府県名」、「登録年月日」、「所有者の氏名(法人にあってはその名称)」、「所有者の住所(法人にあってはその主たる事務所の所在地)及び電話番号」、「犬の種類」、「犬の所在地」、「犬の毛色」、「犬の生年月日」、「犬の性別」、「犬の名」、「犬の特徴」及び「狂犬病予防注射の実施記録」が記録されている。

(2) 狂犬病予防法施行規則第12条関係別記第4号様式による公文書(氏及び

氏が現在までに所有、管理したすべての土佐犬の狂犬病予防法に基づく狂犬病予防注射済証)

この公文書は、狂犬病予防法第5条第1項に基づき、獣医師が狂犬病の予防注射を行ったときに、犬の所有者に対して交付する注射済証(狂犬病予防法施行細則に基づき本証の写しが保健所に報告される)の写しであり、当該公文書は「番号」、「所有者(管理者)の住所」、「所有者(法人にあってはその名称)の氏名」、「電話番号」、「種類」、「生年月日」、「毛色」、「性別」、「名号」、「体格」、「その他の特徴」、「いつ犬に対して狂犬病予防注射を行ったかの証明」、「狂犬病予防注射を実施した獣医師の住所」及び「狂犬病予防注射を実施した獣医師の氏名及びその印」が記録されている。

(3) 平成8年7月18日付け池保衛第359号による決定書中の平成8年度登録台帳整理簿

(4) 平成10年7月23日付け第451号による決定書中、別添3 予防注射督促一覧表

(3)及び(4)の公文書は、犬の所有者が狂犬病予防法に基づく予防注射を行っていない場合に、保健所が予防注射をするよう指導するために作成するものである。平成8年度までは登録台帳整理簿を作成し、これにより指導を行っていたが、平成9年度からは予防注射督促一覧表を作成し、これにより予防注射を行っていない犬の所有者を指導し、登録番号についても記載することとしたものである。当該公文書には、「住所」、「所有者の氏名」、「電話番号」、「犬の名」、「犬の所在地」((3)の文書のみ)、「犬種」、「毛色」、「性別」及び「登録番号」が記録されている。

2 非開示理由

(1) 北海道情報公開条例第10条第1項第1号の該当性について

上記1の(1)のうち、犬の種類、犬の毛色、犬の名、犬の性別、犬の生年月日及び犬の特徴(犬の体格を記録) 上記1の(2)のうち、犬の種類、毛色、名号、生年月日、性別及び体格については、 氏、 氏が所有している財産(犬)に関する情報であり、これらの情報については通常他人に知られたいと認められる。

上記1の(1)(2)(3)(4)のうち、電話番号は、特定の個人に関する情報であり、

この情報については通常他人に知られたいと認められる。

上記1の(2)のうち、開示請求で特定されている個人でない者の「所有者(管理者)の住所」、「所有者の氏名(法人にあってはその名称)」にあっては、氏が所有している犬の前の所有者が識別されうる情報であり、これらの情報については通常他人に知られたいと認められる。

上記1の(3)のうち、所有者氏名、所有者住所、犬の所在地、犬の名、また、(4)のうち、所有者氏名、所有者住所、犬の名は、犬を所有している個人に関する情報であり、これらの情報については通常他人に知られたいと認められる。

3 公文書の不存在について

(1) 対象公文書について

異議申立人が開示を求めている文書は、氏、氏、氏が現在までに所有、管理したすべての土佐犬の狂犬病予防法に基づく畜犬登録(登録原簿)、狂犬病予防注射済証、死亡届、変更届、登録台帳整理簿(無ければそれに代わるもの)である。

(2) 不存在の理由

「死亡届、変更届」については、氏、氏、氏が現在までに所有管理したすべての土佐犬の死亡、変更の届出がないことから、文書は存在しない。

野沢氏については、氏が現在までに所有、管理したすべての土佐犬の狂犬病予防法に基づく畜犬登録原簿の写し、狂犬病予防注射済証の写し、登録台帳整理簿、予防注射督促一覧表については、文書が作成されておらず存在しない。

4 異議申立て理由に対する反論

(1) 異議申立人は「一部開示された内容では、犬を特定して確認することはできない」と主張する。

しかしながら、一部非開示とした部分は、上記2で述べたとおり、特定の個人に関する情報であり、通常他人に知られたいと認められることから、いずれも、北海道情報公開条例第10条第1項第1号に該当するものである。

このことから、一部開示決定通知を行ったものである。

(2) 異議申立人は「公文書不在通知については、手続きが間違っているのではないかと主張する。

異議申立人は、存在しない公文書については、「北海道情報公開条例第17条及び北海道情報公開条例の施行に関する規則第8条による公文書不存在通知書により行わなければならないのではないかと主張する。

しかしながら、不存在である旨の通知は公文書一部開示決定書の中でなされていることから、異議申立人に実質的な不利益はなく、問題ない。

(3) 異議申立人は「狂犬病より国民を守ることは国及び道の責任である。予防注射が適正に行われていないことが確認でき、道が実行を徹底させていない以上、人の生命、身体、健康を守るためには必要な情報であり、公益上、必要である」と主張する。

しかしながら、開示した公文書から犬の登録及び狂犬病予防注射をしたかどうか明らかであること及び狂犬病の発生例が国内においては昭和31年以後ないことからすれば、非開示部分を開示することが、狂犬病から人の生命、身体、又は健康を守るために公益上必要であるとまでは認められない。

(4) 異議申立人は「 氏、 氏、 氏は、長期間にわたって保健所、役場等の指導を無視し、狂犬病予防法を守らず違反行為を重ねていたことなどから、三者の状況では、開示をして明確にする必要がある」と主張する。

確かに、保健所、役場等の指導を無視してきたとすれば、あるまじきことではあるが、そのことと非開示情報を開示するということは、直接関係のないことである。このことについては、保健所、支所において事実関係を確認し、通常業務において対応する問題であると考ええる。

(5) 異議申立人は「通常他人に知られたくない情報の非開示ということにより、不法行為者をかばうことになる」と主張している。

しかしながら、不法行為と、通常他人に知られたくない情報を非開示にすることとは、直接関係がないものである。

(6) 異議申立人は「登録原簿写しの電話番号について、電話帳を見れば誰でも電話番号がわかるので、非開示する理由には当たらない」と主張している。

しかしながら、電話帳に掲載するか否かは、個人の主観的判断によるものであり、北海道情報公開条例第10条第1項第1号による非開示情報の該当性は、主観的判断のいかんを問わず、社会通念上他人に知られたくない情報か否かという客観的な基準により判断すべきであることから、異議申立人の主張は認められない。